

四国中央市告示第 184 号

公示送達について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び四国中央市税条例（平成 16 年四国中央市条例第 51 号）第 18 条の規定に基づき、下記の書類を公示送達する。

令和 8 年 8 月 10 日

四国中央市長 大西 賢治



記

No.	氏名	送達すべき書類
	別紙のとおり	

- 1 上記の送達すべき書類については、四国中央市役所市民部税務課に保管しているので、来庁の上、受領すること。
- 2 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(別紙)

公示送達者

No.	氏 名	送達すべき書類
1	石川 貴司	地方税法第319条に基づく書類
2	RAJAPAKSHA CHATHURIKA LAKMALI	同上
3	NGUYEN HONG SON	同上
4	梶野 康平	同上
5	BUI THI XUAN	同上
6	TANG KE	同上
7	續木 和美	同上
8	PHUNG THI LAN	同上
9	NGUYEN THI NI	同上
10	LE THI NGOAN	同上
11	HA THI VIET	同上
12	DO THI THANH THAO	同上
13	NGUYEN DINH CHUAN	同上
14	NGUYEN VAN MANH	同上
15	NGUYEN THI HANG NGA	同上
16	NGUYEN THI HOAI PHUON G	同上
17	RUOS KEA	同上
18	ESTRI WULANDARI	同上
19	XAITHONGSA KHAMVA	同上